

## 4.6 水象

### (1) 現況調査

#### 1) 調査内容

##### ① 河川等の流量、流速及び水位

調査項目は、河川等の位置、形状、流量、流速及び水位とする。

##### ② 地下水の水位及び水脈

調査項目は、地下水の分布、水位とする。

##### ③ 降水量等の状況

調査項目は、降水量、確率降水量とする。

##### ④ その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、水利用及び水域利用の状況、洪水及び土砂災害等の履歴とする。

#### 2) 調査方法

##### ① 既存資料調査

###### (ア) 河川等の流量、流速及び水位

河川等の位置、形状については、地形図等の既存資料を整理する。

###### (イ) 地下水の水位及び水脈

地下水の水位等に影響を及ぼす地層・地質の状況については、地形図等の既存資料を整理する。

###### (ウ) 降水量等の状況

降水量及び確率降水量については、気象観測所の測定データを整理する。

###### (エ) その他の予測・評価に必要な事項

水利用及び水域利用の状況、洪水及び土砂災害等の履歴については、水利用現況図等の既存資料を整理する。

##### ② 現地調査

###### (ア) 河川等の流量、流速及び水位

河川等の流量、流速及び水位については、「水質調査方法」(昭和46年9月、環水管第30号)に定める方法に基づき測定する。

###### (イ) 地下水の水位及び水脈

地下水の水位等については、既存井戸の水位を測定する。

### 3) 調査地域・地点

#### ① 既存資料調査

##### (ア) 河川等の流量、流速及び水位

調査地域は、計画地及び周辺の水路、河川等とする。

##### (イ) 地下水の水位及び水脈

調査地域は、計画地及び周辺とする。

##### (ウ) 降水量等の状況

降水量等の調査地点は、計画地最寄りの気象観測所である久喜地域気象観測所とする。

##### (エ) その他の予測・評価に必要な事項

調査地域は、計画地及び周辺の水路、河川等とする。

#### ② 現地調査

##### (ア) 河川等の流量、流速及び水位

調査地域は、計画地内及び計画地に隣接し、計画地からの排水の放流先となる石川川とする。調査地点は、図 4.5-1 に示す 4 地点とし、「4.5 水質」の公共用水域の水質の現地調査と同地点とする。

##### (イ) 地下水の水位及び水脈

調査地域は、計画地内とする。調査地点は、図 4.5-1 に示す 6 地点とし、「4.5 水質」の地下水の水質の現地調査と同地点とする。

### 4) 調査期間・頻度

#### ① 既存資料調査

調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

#### ② 現地調査

##### (ア) 河川等の流量、流速及び水位

調査期間・頻度は、通常時に 4 季各 1 回、降雨時に 1 回とし、「4.5 水質」の公共用水域の水質の現地調査と同日とする。

##### (イ) 地下水の水位及び水脈

調査期間・頻度は、通常時に 4 季各 1 回とし、「4.5 水質」の地下水の水質の現地調査と同日とする。

## (2) 予測

### 1) 予測内容

#### ① 造成地及び施設の存在による河川等の流量、流速及び水位の変化の程度

予測項目は、河川等の流量、流速及び水位の変化の程度とする。

#### ② 造成地の存在による地下水の水位及び水脈の変化の程度

予測項目は、地下水の水位及び水脈の変化の程度とする。

### 2) 予測方法

#### ① 造成地及び施設の存在による河川等の流量、流速及び水位の変化の程度

事業計画から雨水の浸透能の変化の程度、排水計画、雨水排水計画等を整理し、排水の放流先である石川の許容放流量との比較により予測する。

#### ② 造成地の存在による地下水の水位及び水脈の変化の程度

事業計画から雨水の浸透能力の変化の程度、雨水排水計画、地下雨水調整槽等の地下構造物の存在を整理し、地質及び地下水位の調査結果を踏まえ、既存知見を参考に予測する。

### 3) 予測地域・地点

予測地域・地点は、計画地及び周辺とする。

### 4) 予測時期等

予測時期は、供用後の施設の完成後とする。

## (3) 評価

### 1) 評価方法

水象への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにするとともに、水象の保全に係る計画や指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

### 2) 環境の保全に関する配慮方針

- ・ 雨水については、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」(平成 18 年 3 月、埼玉県条例第 20 号)に基づく能力を有する地下雨水抑制施設を設置し、雨水流出量の抑制を図り、計画地南側の公共用水域(石川)に排水する。
- ・ 供用後の各進出企業に対して、緑地の整備や雨水浸透施設の設置、汚水処理水及び雨水の再利用を奨励し、放流量の軽減を図る。